

令和5年度常総市予算編成方針

1 国の動向

内閣府が公表した8月の月例経済報告によると「景気は、緩やかに持ち直している。」とし、先行きについては「感染対策に万全を期し、経済社会活動の正常化が進む中で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、世界的な金融引き締め等を背景とした海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇による家計や企業への影響や供給面での制約等に十分注意する必要がある。」としている。

こうした状況において政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2022」において、当面は、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を具体化するとともに、コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急策」を迅速かつ着実に実行し、景気の下振れリスクに対応し、消費や投資を始め民需中心の景気回復を着実に実現するべく、賃上げや価格転嫁など「成長と分配の好循環」に向けた動きを確かなものとするなどとしている。

2 本市の財政状況

令和3年度においては、コロナ禍により落ち込んでいた法人市民税の回復や償却資産の新規取得等による固定資産税の増加などにより、市税はコロナ禍前の水準に近付いた。今後は人口減少が進むことで個人所得割の減少が見込まれるものの、圏央道IC周辺開発による市税の増加や、道の駅の開業に伴う地域経済の活性化が期待できる。

一方で、新型コロナウイルス感染症や原油価格・物価高騰等の影響による光熱水費や資材の高騰についての今後の見通しが不透明な中、人口減少・少子高齢化の影響による社会保障経費の増加や公共施設・インフラの更新整備など、従前からの課題に加え、デジタル社会・脱炭素社会の実現など、将来を見据えた新たな課題に積極的に取り組んでいく必要がある。

以上を踏まえ、令和5年度においては、下記に基づいて予算編成を進めるものとする。

3 予算編成の基本方針

予算は有限であることから、各部局既存予算内でスクラップ&ビルドの原則に則り、予算を捻出することにより実施するものとする。ただし、時代の変化に柔軟に対応し、市の発展をより加速させるためのイノベーションにつながる施策については、以下の3項目を重点として強力に推進していく。な

お、利用可能な補助金等を探すことやふるさと納税を活用するなど、積極的な財源の確保も併せて実施していくこととする。

(1) アフターコロナに向けた地域の活性化

コロナをきっかけに、テレワークやリモート環境の整備が進んだことで働き方が変化するとともに、行政運営においても非接触での対応が求められてきた。また、東京都の転出超過は一時的なものではあったものの、地方への関心は依然高まっている状況である。このような状況の中、道の駅の開業に合わせ市への観光・移住を促進させる取り組みや新産業団地による企業誘致を推し進めるなど、アフターコロナを見据えた施策を展開する。

(2) ゼロカーボンシティに向けた取り組み

地球温暖化を始めとする気候変動問題により、集中豪雨や台風等による自然災害の激甚化が近年顕著になってきている。2015年に合意されたパリ協定では「産業革命期からの平均気温の上昇幅を2℃未満とし、1.5℃に抑えるよう努力する」との目標が国際的に広く共有された。このような背景から、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」の実現に向けた取り組みを推進していく。

(3) AI・デジタル化を推進する取り組み

近年、産業だけでなく日常生活においても情報技術の導入・活用が進んでおり、IoTやAIなどの技術革新が進展している。このような情報技術の革新を背景に、国はSociety5.0を始め、デジタル社会の構築に向けた様々な施策を展開している。人口減少や少子高齢化、地域産業の空洞化など、地方ならではの様々な社会課題を抱える中、自治体DXの推進に取り組み、住民生活の利便性を向上させるとともに、業務の効率化を図ることで、持続可能な行政運営を推進していく。

このほか、次の時代を担う子供たちが安心・安全に暮らせるための施策についてはより充実させていくこととし、市民満足度の向上や子育て世帯の移住・定住につなげていく。

4 予算編成に際しての留意点

- (1) 既存事業の棚卸し等の提案において、行政改革推進本部で決定された事項については予算に反映すること。
- (2) 施策を横断的な横並びで推進することで、より効果を発揮できるもの、市民に説明がしやすいものについては、必ず関係する部局と連携・調整して要求すること。
例：施設利用に関する予約のデジタル化（一部施設のみ紙予約が残り，その利用者のみ不便になっていることを解消する）
窓口業務のデジタル化（同上）
施設の耐震化（予算の平準化の観点）
- (3) 新規事業については、スクラップ&ビルドの原則に則り、既存事業の見直しや財源の確保を意識したうえで，実施計画調書にエントリーをすること。
- (4) 国の経済対策や新型コロナウイルス感染症対策，防災・減災及び国土強靱化，ゼロカーボンなどの動向を注視し，新たな国・県支出金の確保を図ること。
- (5) 市税の増収に繋がる施策や使用料及び手数料，財産収入，広告収入等の増収策など，歳入確保を徹底すること。
- (6) 職員の働き方改革を推進するためにも，効率性や生産性を考慮して業務のデジタル化などの見直しを図ること。
- (7) 事業の緊急度や優先度を見極め，各課において「ゼロベース」で見直すとともに，事業の遂行にあたっては，アフターコロナを見据えたうえでの実施について十分検証すること。
- (8) 市単独の扶助費及び補助金等については，人口規模や財政状況も踏まえた給付水準や助成対象の見直しを行うこと。
- (9) 国などの補助事業により任用した会計年度任用職員については，事業が終了している場合，継続して任用をしないこと。また，一般財源で任用している会計年度任用職員については，産休・育休代替等を除き，原則として新規の任用は認めず，既に任用している職員についても，継続する場合は当初配置した経緯を含め，必要性を十分に検討すること。
- (10) 公共施設等総合管理計画に基づく公の施設の再編や大規模改修については，PPP・PFIの手法等により，民間のノウハウや資金を最大限に活用できるよう，関係機関と調整を図ったうえで要求すること。
- (11) 政府主催の9月の物価・賃金・生活総合対策本部において，国内企業物価は石油製品や非鉄金属は上昇が鈍化している一方，電気代等は燃料費調整制度の下で，当面は上昇する見込みとしている。今後も経済状況の変化

- を注視し，原油価格・物価高騰の影響も考慮し予算要求をすること。
- (12) 各部課長にあつては，各課の予算要求が上記（１）から（11）に沿ったものであるか十分検証するとともに，廃止・休止・先送りを含めた事業の抜本的な見直しについて，所管部署に対して指示・管理を行うこと。